（美術館・歴史博物館室並びに古墳壁画対策調査官、美術品補償調査官及び国際文化財交流協力官）

第八十六条　美術学芸課に、美術館・歴史博物館室並びに古墳壁画対策調査官、美術品補償調査官及び国際文化財交流協力官それぞれ一人を置く。

2　美術館・歴史博物館室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。第五項において同じ。）及び歴史に関する博物館に関すること。

二　独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関すること。

3　美術館・歴史博物館室に、室長並びに美術品登録調査官及びミュージアム支援推進協力官それぞれ一人を置く。

4　美術品登録調査官は、美術品の公開の促進に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

5　ミュージアム支援推進協力官は、文化施設のうち美術館及び歴史に関する博物館の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

6　古墳壁画対策調査官は、古墳壁画の保存及び活用に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

7　美術品補償調査官は、展覧会における美術品の損害の補償に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

8　国際文化財交流協力官は、建造物以外の有形文化財の保存及び活用に係る国際文化交流及び国際協力に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（世界文化遺産室）

第八十七条　記念物課に、世界文化遺産室を置く。

2　世界文化遺産室は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覧表への文化遺産（同条約第一条に規定する「文化遺産」をいう。以下この項において同じ。）の記載並びに世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保存及び活用に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　世界文化遺産室に、室長を置く。

（熊本地震災害復旧対策調査官）

第八十八条　文化財部に、熊本地震災害復旧対策調査官一人を置く。

2　熊本地震災害復旧対策調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち平成二十八年熊本地震により被災した建造物である有形文化財の修理又は復旧に関する専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に関するものを助ける。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人及び教科調査官四人を置く。

2　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　地方創生企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち地域における文化の振興に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　芸術教育企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　メディア芸術調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうちメディア芸術（文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第九条に規定するメディア芸術をいう。）の振興に関する調査並びに援助及び助言に関するものを助ける。

6　生活文化担当専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち生活文化（文化芸術基本法第十二条に規定する生活文化

［条を加える。］